

議 案 第 6 8 号

松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年2月23日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に準じ、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に対する審査手数料を定めるため。

## 松戸市手数料条例の一部を改正する条例

松戸市手数料条例（昭和27年松戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第10第3項第4号中「という。）」の次に「、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（次号において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）」を加え、同項第5号中「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」の次に「及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」を加える。

### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。